

# 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会非常勤職員募集案内

## 1 職種及び募集人員

地域福祉支援員 1名

## 2 職務内容

- (1) 地区社会福祉協議会の活動に関する企画・運営、調整の支援
- (2) 地区民生委員児童委員協議会の事務補助

※地区社会福祉協議会は、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアグループ等地域団体・住民等で構成される任意団体で、市内各地区の地域福祉推進の主要団体として相模原市社会福祉協議会が団体運営の事務支援をしているものです。

また、地区民生委員児童委員協議会は、民生委員・児童委員、主任児童委員によって構成され、市内各地区の民生委員・児童委員活動を推進する団体として相模原市社会福祉協議会が地区社協と同様に団体運営の事務支援をしているものです。

## 3 応募資格

- (1) 地域福祉活動に対する理解と熱意のある人
- (2) パソコンを使って、簡単な文書作成、表計算ができる人
- (3) 普通自動車（第一種）運転免許を取得している人

※ただし、次のいずれかに該当する人は、申込みできません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・本会及び地方公共団体である相模原市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した人

## 4 勤務場所

新磯まちづくりセンター内 (相模原市南区磯部916-3)

## 5 勤務日時

勤務日・時間 火～金曜日の週4日 午前9時～午後3時

ただし、水曜日のみ、午前9時30分～午後3時

(正午から午後1時は、休憩時間。時間外勤務あり。)

※会議や事業等により勤務日、勤務時間を割り振り変更する  
場合あり。

※年末年始、祝日を除きます。

## 6 賃金

時給 1,172円

(勤務地が自宅から2キロメートル以上ある場合、規程に基づき通勤費を支給)

## 7 選考方法等

第1次審査（申込書・作文）と第2次審査（面接とパソコン操作実技審査）

※OS：Windows10、※Microsoft Office Word2019、Microsoft Office Excel2019  
による通知文と表作成）により選考し、決定します。

ただし、第2次審査は、第1次審査の結果に基づき選考し、該当者のみ実施します。

- (1) 作文のテーマは、「応募の動機」として、400字詰め原稿用紙2枚程度で申込書とともに5月26日（金）までに提出してください。
- (2) 第1次審査の結果については、合否に関わらず5月30日（火）以降に郵送にて通知します。お電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。
- (3) 第1次審査の合格者に対する第2次審査（面接・パソコン操作実技審査）の日時は該当者に連絡します。  
※第2次審査日の予定：令和5年6月8日（木）
- (4) 第2次審査の結果については、合否に関わらず、郵送にて通知します。お電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。

## 8 採用日

令和5年6月20日（火）以降

## 9 身分・任期

身分は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会会長が任命する非常勤職員で、任期は、採用日から令和6年3月31日までとします。また、勤務成績が良好な場合は、以降1年ごとに本会との合意により再任用を行うことがあります。

ただし、相模原市社会福祉協議会非常勤職員等就業規程第30条に基づき、1年ごとの任期終了時点で満65歳に達している方については、任用の更新は、できません。  
また、採用の日から3か月間を試用期間とします。

## 10 申込み方法

- (1) 提出書類等 本会所定の①申込書、②作文用紙、③第1次審査結果を郵送する封筒（84円切手を貼り宛名を記載してください。）の3点を南保健福祉センター内社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 南区事務所までお持ちください。  
※提出いただいた申込書・作文は、返却いたしませんので御了承ください。
- (2) 受付期間 5月12日（金）から5月26日（金）まで  
（ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 問合せ先  
住所 相模原市南区相模大野6-22-1（南保健福祉センター内）  
社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 南区事務所  
電話 042-765-7065